日立市公共下水道事業
池の川処理場運営等包括委託

実施方針（案）

令和８（2026）年１１月

日立市企業局

目次

第１　本事業に関する事項 1
１　本事業の事業内容に関する事項 1
第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項 3
１　募集及び選定方法 3
２　募集及び選定スケジュール 3
３　応募者の参加資格要件 4
４　審査及び選定手続き 6
５　優先交渉権者選定後の手続き 7
第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 8
１　リスク分担の基本的な考え方 8
２　事業の実施状況のモニタリング 8
３　保険 8
第４　その他本事業の実施に関し必要な事項 8
１　実施に関して使用する言語及び通貨等 8
２　実施方針（案）等に関する質問・意見の受付、回答の公表 9
３　連絡先及び情報提供 9
別紙１　リスク分担案 10

第１　本事業に関する事項

１　本事業の事業内容に関する事項

（１）　事業の名称

日立市公共下水道事業池の川処理場運営等包括委託

（２）　公共施設等の管理者の名称

日立市公営企業管理者

（３）　事業の背景・目的

日立市では、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、市全域における継続的な人口減少による使用料収入の減少に加え、下水道事業に携わる職員数の減少を背景に、下水道事業の継続性の確保が喫緊の課題として挙げられる。また、外部環境では、社会情勢不安がもたらす物価高騰、台風や降雨による自然災害の頻発など下水道を取り巻く環境は厳しさを増している。

本事業は、これらの課題解決の一つとして日立市企業局（以下「市」という。）が所管する下水道施設の維持管理に関する各種業務について、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫やノウハウを最大限に活用することを目的に、水の官民連携（管理・更新一体マネジメント方式）による委託を行うものである。また、本事業は、下水道事業の安定的な運営に向けて、事業者との協働により、持続可能な下水道サービスの確立を目的とする。

（４）　本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとする。

ア　中央処理区

対象施設　池の川処理場（処理能力日最大：84,000㎥/日）
中継ポンプ場 13 箇所（令和 12 年度から）
マンホールポンプ 45 箇所（令和 12 年度から）

イ　流域処理区：那珂久慈流域関連

対象施設　マンホールポンプ 11 箇所（令和 12 年度から）

（５）　事業方式

本事業の事業方式は、管理･更新一体マネジメント方式によるウォーターPPP レベル 3.5（更新実施型）とする。維持管理・更新計画策定・改築更新を長期間、包括的に委託することで施設の状況に応じた管理・更新を柔軟に実施し、効率化や予防保全型管理の実現、長期的なライフサイクルコスト縮減を期待する。

（６）対象業務

対象となる主な業務は以下のとおりとし、各業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

ア　維持管理業務

(ア)運転管理業務

・運転監視業務

・水質管理業務

・物品調達業務

・保安管理業務

(イ)保守管理業務

・保守点検業務

・施設管理業務

(ウ)修繕業務

(エ)緊急時対応

(オ)廃棄物管理業務

(カ)情報管理

イ　更新計画策定業務

ウ　更新工事設計業務

エ　更新工事

オ　統括管理業務

（7） 性能発注の導入方針と具体的な要求水準の考え方

本事業では、性能発注を原則とし、市が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定する。

性能発注により、民間事業者の創意工夫が発揮されやすくなり、サービスの質の向上とコスト縮減を同時に達成することを目指す。

（8） 事業期間

ア　本事業の事業期間

本事業開始日は令和 10 年 4 月 1 日とする。また、本事業終了日は令和 20 年 3 月 31 日とする。なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

表 1　予定事業期間

項 目	予 定
契約の締結	令和9年11月頃
引継ぎ期間	契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
履行期間	令和10年4月1日から令和20年3月31日（10年間）
契約終了	令和20年3月31日

イ　業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行

わなければならない。なお、事業終了の２～３年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業の引継ぎに必要なものの提供など市に協力しなければならない。

（9） プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みを契約に盛り込むことで、事業者にインセンティブを付与する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に事業者からの提案を市が受け、契約当初の要求水準書等に変更が生じた場合とする。

分配（シェア）の割合・方法・時期等については、提案内容に応じて官民双方の協議により決定するものとする。

第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的･効果的なサービスの提供を求めるため､総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

２　募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね表 2 のとおりである。

表 2　事業者の募集及び選定の日程（案）

項 目	日 程
募集公告及び募集要項等の公表	令和９年３月中旬
募集要項等の説明会	令和９年３月下旬
施設確認及び資料閲覧	令和９年３月中旬～４月上旬
募集要項等に関する質問の受付	令和９年３月中旬～４月上旬
募集要項等に関する質問への回答公表	令和９年４月下旬
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和９年５月中旬
参加資格確認結果の通知	令和９年５月下旬
技術対話	令和９年６月（対象者に通知）
提案書の受付締切り	令和９年７月下旬
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和９年８月下旬
審査結果通知	令和９年９月上旬
優先交渉権者及び審査結果の公表	令和９年９月中旬
契約の締結	令和９年１１月
業務の引継ぎ	契約締結日の翌日から令和１０年３月３１日まで
事業開始	令和１０年４月１日

３　応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。なお、用語の定義については下記のとおりである。

・応募者：本業務に参加する企業をいう。
・応募企業：単体企業をいう。
・応募グループ：複数の企業で構成されるグループをいう。
・構成企業：応募グループを構成する企業をいう。
・代表企業：応募グループ内における代表となる企業（市との交渉窓口となる企業）をいう。

（１）応募者の構成

ア　応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、１企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。

イ　応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業等の本事業での役割を担う企業から構成されるグループとし、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

ウ　応募グループの場合、原則として共同企業体（以下「JV」という。）を結成するものとするが、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立することを妨げない。なお、JV の形態は甲型、乙型を制限するものではない。

エ　応募グループの代表企業の変更は認めない。

オ　参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

カ　応募グループの構成企業は、他の参加者の構成企業になることはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

（２）応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

ア　日立市企業局入札参加資格者名簿に登載されていること。又は契約までに登録申請を行っていること。

イ　日立市企業局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は日立市企業局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

ウ　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

エ　国税又は地方税を滞納していないこと。

オ　日立市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

カ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ　日立市公共下水道事業池の川処理場運営等包括委託事業者選定プロポーザル審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

ク　本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者及びこれらの者と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。

・株式会社日本インシーク

（3） 業務実施企業に求める要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうちの一者は次の資格要件を満たすこと。

ア 維持管理業務を行う者

・国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。

・標準活性汚泥法の終末処理場で 3 年以上の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。

・維持管理業務責任者は、下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者であり、1 年以上の維持管理業務責任者または副責任者として下水道終末処理場の運転操作監視・保守点検等の維持管理業務に従事した経験を有する者を配置すること。

イ 計画・設計業務を行う者

・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する「技術士（上下水道部門（下水道）又は総合監理部門（下水道））」又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するＲＣＣＭ（下水道）の資格を有するものが 1 名以上在籍していること。

・処理場の更新計画策定に関する業務に当たる者は、下水道施設（処理場・ポンプ場）の更新計画の策定業務を元請として行った実績を有すること。

ウ 改築工事業務を行う者

・処理場に係る機械設備の工事に関する業務に当たる者は、終末処理場の機械設備を元請として施工した実績を有すること。

・処理場に係る電気設備の工事に関する業務に当たる者は、終末処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事及び電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

・建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の「機械器具設置」における総合評定値 1000 点以上の者であること。

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の「電気」における総合評定値 1000 点以上の者であること。

（４） 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は応募グループが参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

４　審査及び選定手続き

（１）事業者選定プロポーザル審査委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、日立市公共下水道事業池の川処理場運営等包括委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する予定である。

審査会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価等を行う。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

（２） 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

（３） 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、募集要項等に示す。

（４） 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、審査会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

（５） 技術的対話の実施（予定）

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と技術的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う可能性がある。

（６） 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（７） 優先交渉権者選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（８） 参加者がない場合の取扱い

参加者がない場合、市はその旨を速やかにホームページで公表する。

（９）参加者が１者であった場合の取り扱い

参加者が１者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

５　優先交渉権者選定後の手続き

（１） 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

（２） SPC 等の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて SPC や JV（甲・乙問わない）を設立するものとする。

なお、SPC を設立する場合、本社所在地は日立市内とし、本事業期間中は市外に移転させないものとする。

（３） 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎ等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び優先交渉権者それぞれの負担とする。

（４） 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書（案）の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

（５） 事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙１にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）等に詳細を規定する。

２　事業の実施状況のモニタリング

（１）モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。モニタリングの具体的な方法については、モニタリング基本計画等に示す。

（２）要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、募集要項等に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

３　保険

事業者は、本事業期間中、要求水準書に定める損害賠償保険及びその他必要に応じて保険を付保するものとする。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

第４　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施に関して使用する言語及び通貨等

（１）実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

（２）応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

２　実施方針（案）等に関する質問・意見の受付、回答の公表

（１）受付期間

実施方針（案）公表後から令和８年 12 月 18 日（金）まで

（２）提出方法

実施方針（案）に関して質問又は意見がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、３（１）の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「日立市公共下水道事業池の川処理場運営等包括委託 質問書・意見書」とすること。

（３）質問書・意見書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見、質問及びその回答を、令和８年１月下旬までに、日立市企業局ホームページにおいて公表する。なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

３　連絡先及び情報提供

（１）連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

日立市企業局 下水道課
担当　　菅野
所在地　〒317-8601 茨城県日立市助川町１－１－１
電話　　0294-22-3111（内線 620）
Email　　kigyo-gesui@city.hitachi.lg.jp

（２）情報提供

本事業に関する情報提供は、日立市企業局ホームページ等を通じて適宜行う。

〈日立市企業局ホームページ〉

https://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/index.html

別紙１　リスク分担案

リスク項目				リスク分担			リスクに対する対応	備考
No.	種別		想定されるリスク	リスク分担における具体的内容	発注者	受託者		
共通	構想計画リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト	応募に係る費用（提案書作成の人件費、直接経費など）は受託者が負担する。		○		
2		公募手続リスク	募集要項、の誤り等	募集要項、契約書等の訂正等により選定受託者に発生した追加費用を市が負担する。	○			
3		契約リスク	優先交渉権者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用について受託者側が主として負担する。	○	○	公募前に事前説明会などを開催し相互の意思疎通を図る。	
4	制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○			
5			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更、新規立法に対応するための増加費用は受託者が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を受託者が負担する。		○		経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。
6		税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○			
7			法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更	税制変更により発生する増加費用は受託者が負担する。		○		
8		許認可リスク	事業管理者として市が取得するべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い受託者側に発生した増加費用を市が支払う。	○			
9			当該事業の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い市に発生した増加費用を受託者が支払う。		○	あらかじめリスクの特定を行い、工程管理を徹底する。	

リスク項目				リスク分担			リスクに対する対応	備考
No.	種別		想定されるリスク	リスク分担における具体的内容	発注者	受託者		
10	社会リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	市が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受託者側に発生した増加費用を市が支払う。	○			
11			受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応	受託者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して市に発生した増加費用を受託者が支払う。	△	○	市を交えて、住民との対話を密に行う。	
12		環境リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、悪臭・騒音に関して基準内で管理しているにも関わらず苦情や訴訟がある場合、受託者のみでそのリスクを負わない。また、設備の劣化等、受託者の責とは言えない場合は除外する。	○	○	協議を実施し、原因を明確にする。	
13	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受託者が負担する。		○	あらかじめ、調達方法に変更が無いように、協議・調整を図る。	
14		物価変動リスク	事業期間の物価変動	各種業務の物価変動については、契約書の定めに応じ、年度ごとに調査し協議により決定する。	○	○		
15		金利変動リスク	事業期間の金利変動	各種業務の金利変動については、年度ごとに調査し協議により決定する。	○	○		協議により負担を決定する。
16		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合は、基本市が負担する。	○		基本協定で全体の枠組みを合意し、補助金の充当結果によって当該年度の事業を合意する年度協定を毎年締結する方式とする。	
17	第三者賠償リスク		避けがたいリスク	仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができない第三者損害リスクについては市が負担する。	○			

リスク項目				リスク分担			リスクに対する対応	備考
No.	種別		想定されるリスク	リスク分担における具体的内容	発注者	受託者		
18	第三者賠償リスク		施設の瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては市が負担する。	○			「契約日以前に起因する」とは、市発注の工事監督で納入された土木構造物や設備という。
19			不法行為によるリスク	受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
20			業務遂行の不備によるリスク	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達によるものは受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
21	事業の中止や債務不履行等のリスク		事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	市の帰責事由によるものは市が負担する。 ※上記以外は受託者が負担する。	○			
22			受託者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等、また、受託者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトカム・アウトプット・アクション目標の未達や不適合の場合は受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
23			市の債務不履行リスク	市による債務不履行は市が負担する。	○			
24	業務内容変更のリスク		施設維持管理・調査・計画・設計・改築工事業務の変更リスク	市の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるリスクは市が負担する。	○			
25	事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク	業務移行期間に要する費用に関するリスクは市と受託者で協議の上負担する。	○	○	あらかじめ、移行内容と工程を明確にし、意思疎通を図る。	引き継ぎ書について、終了6か月前までに暫定版を提出し、終了時に最終版を納入する。

リスク項目				リスク分担			リスクに対する対応	備考
No.	種別		想定されるリスク	リスク分担における具体的内容	発注者	受託者		
26	不可抗力リスク		発注計画段階で想定しない（想定以上の）地震、暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	不可抗力による施設損害に関する修復費用は市が負担する。不可抗力による事業の変更・中止に伴い、受託者に発生した追加費用は市が負担する。	○	△		不可抗力は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。
27	維持管理に係るリスク	維持管理修繕費用増大リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受託者が負担とする。		○	あらかじめ、維持管理や修繕の数量を明確にし、市と調整する。	
28		維持管理修繕費用増大リスク	市の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	維持管理費用や修繕費用の増大部分は市が負担とする。	○			
29		業務中の事故リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合	施設損害に関する修復費用は受託者が負担する。事業の変更・中止に伴い、市に発生した追加費用は受託者が負担する。		○	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。	業者は、工事上のリスク回避のため、保険加入（第3者賠償）に加入する費用をあらかじめ確保する。
30			受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	施設損害に関する修復費用は市と受託者が協議により決定し負担する。事業の変更・中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	○	○	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。	目標耐用年数を超過した資産など、老朽化が進んでいる資産については、受託者の責によらない。
31			受託者の責めにより、業務中に住民に傷害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合	傷害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更・中止に伴い、市に発生した追加費用は受託者が負担する。		○	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。	
32	計画・設計に係るリスク	計画・設計リスク	市が実施した長寿命化計画、改築基本設計等に不備があった場合	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を市が負担する。	○			
33			市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	計画・設計変更を行うため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を市が負担する。	○			

リスク項目				リスク分担			リスクに対する対応	備考
No.	種別		想定されるリスク	リスク分担における具体的内容	発注者	受託者		
34	調査・計画・設計に係るリスク	計画・設計リスク	受託者が実施した計画・設計に不備があった場合	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い市に発生する追加費用を受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図る。	契約期間内に実施していない計画・設計については、事前に内容を協議し決定する。
35	改築工事に係るリスク	工期遅延リスク	受託者の責めにより、契約期日までに改築工事が完了しない場合	工事の遅延に伴い市に発生した追加費用を受託者が負担する。		○	工程管理の徹底を図る。	
36			市の要因による設計変更等で、契約期日までに改築工事が完了しない場合	工事の遅延に伴い受託者に発生した追加費用を市が負担する。	○			別途、他工事との調整が必要な場合は、協議を実施し工事の延伸や費用を決定する。
37		工事費増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合	工事費の増大部分は受託者が負担とする。		○	着手前に当初予算の妥当性を検証し、市へ確認する。	業者は、工事上のリスク回避のため、保険加入（組立保険）に加入する費用をあらかじめ確保する。
38			市の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	工事費の増大部分は市が負担とする。	○			
39		工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生	受託者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。または、工期遅延による増加費用を受託者が負担する。		○	品質管理・工程管理の徹底を図る。	
40		要求性能リスク	改築工事完成後、市の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を受託者の費用負担で実施する。		○	品質管理の徹底を図る。	